

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【公開番号】特開2019-14728(P2019-14728A)

【公開日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2018-178283(P2018-178283)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/42 (2006.01)

A 6 1 P 33/14 (2006.01)

A 6 1 K 31/4439 (2006.01)

A 6 1 K 31/427 (2006.01)

A 0 1 P 7/00 (2006.01)

A 0 1 P 7/04 (2006.01)

A 0 1 N 43/80 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/42

A 6 1 P 33/14

A 6 1 K 31/4439

A 6 1 K 31/427

A 0 1 P 7/00

A 0 1 P 7/04

A 0 1 N 43/80 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月1日(2019.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

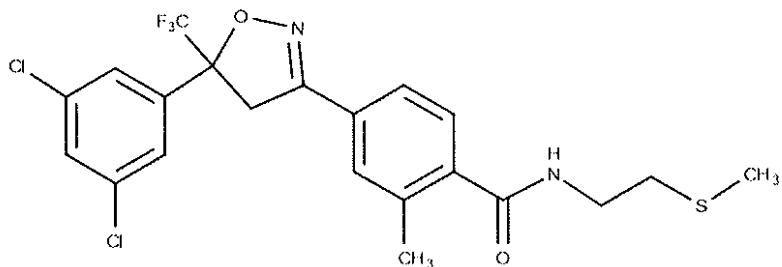
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記の式:

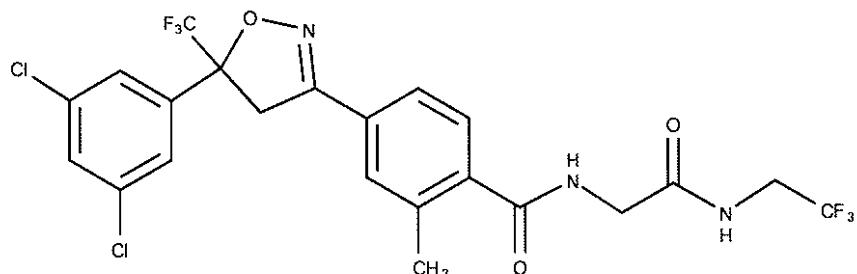
【化1】



化合物2

又は

【化2】



化合物3

を有するイソオキサゾリン化合物またはその薬学的に許容し得る塩を、体重当たり約0.5mg/Kgから約100mg/Kgの用量で哺乳動物に経口投与することを含む、ノミから哺乳類を保護するための方法であって、

上記用量は、経口投与後、少なくとも24時間はノミから哺乳動物を保護するために十分であり、ノミの死亡率は少なくとも50%である、

上記方法。

【請求項1】

哺乳類が家畜である請求項1に記載の方法。

【請求項2】

哺乳類がイヌ科の動物である請求項1に記載の方法。

【請求項3】

哺乳類がネコ科の動物である請求項1に記載の方法。

【請求項4】

哺乳類がイヌである請求項1に記載の方法。

【請求項5】

哺乳類がネコである請求項1に記載の方法。

【請求項6】